

経済要録

国 内

◆ 7~9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、7月20日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成2年4~6月のM₂+C D平残の前年比伸び率(速報)は、+13.0%と前期(+11.7%)に比べ上昇。

平成2年7~9月については、12%台の伸びとなる見通し。

◆ 日米両国政府、日米構造協議最終報告を発表

日米両国政府は、6月28日、5回にわたる日米構造協議を終了、両国政府が今後具体的な経済構造改善策を実行し、国際収支不均衡是正を目指していく旨の最終報告書を発表した。

併せて、今後1年目に年3回、以後年2回、両国の次官級レベル会合を実施、報告内容の進捗状況について共同でフォローアップしていくことで合意した。

——本協議は、平成元年7月のアルシュ・サミットでの日米首脳会談において開催が決定され、同年9月の第1回会合以降、本年4月の中間報告を経て、今回の最終報告に至った。

最終報告書の主な内容は以下のとおり。

1. 日本経済の構造問題

(1) 貯蓄・投資パターン

イ、公共投資の拡大

「公共投資基本計画」を策定、1991~2000年度の10年間に概ね430兆円(用地費、補償費等含む)の公共投資を行う。

ロ、民間消費の拡大

国家公務員の完全週休2日制、週40時間勤務体制を実施する。また、2年以内に、クレジットカード会社の銀行C D・A T Mの利用制限の廃止を前提に、銀行系カードにリボルビング返済方式を認めること。このほか、金融機関の自主的営業判断を尊重し

つつ、C Dの営業時間を延長(休日稼働を含む)する。

(2) 土用利用

土地税制、借地・借家法の見直し、低・未利用地の活用等により土地の有効利用を促進する。

(3) 流通

イ、輸入促進

輸入インフラストラクチャー(空港・港湾)の整備、輸入手続の迅速化を図る。

ロ、政府規制の緩和

大店法の運用適正化、および同法の改正を行う(大規模店の新規出店調整期間の短縮、閉店時刻・休日日数等の規制緩和、新規出店手続きの透明化等を企図)。また、景品、広告、酒類販売等にかかる規制を緩和する。

ハ、商慣行の改善

消費財の流通分野におけるメーカー、流通業者間の活発で自主的な活動を促進する観点から、独禁法の運用を具体的かつ明確に示したガイドラインを本年度末までに作成公表する。

(4) 排他的取引慣行

イ、独禁法の運用強化

公取委の機能を強化する一方、刑事罰の適用を含めた独禁法の運用を強化し、公正な競争を促進する。

ロ、政府慣行

行政指導の明文化、審議会の成果公表により政府慣行の透明性を確保する。

ハ、特許審査期間の短縮

5年内に平均審査期間を現行の37か月から24か月に短縮する。

(5) 系列関係

株式の持合い制限、譲渡命令等公取委の監視を強化するほか、系列グループに関する調査を定期的に実施する。対内投資の規制緩和やT O Bの制度変更等、企業間競争の促進措置をとる。企業情報の開示範囲・内容を拡充する。

(6) 価格メカニズム

内外価格差を是正するために継続的な価格調査を実

施、併せて、業界、消費者への情報提供を行う。

2. 米国経済の構造問題

(1) 貯蓄・投資パターン

イ、財政赤字の縮小

財政均衡法(グラム・ラドマン法)を改正し、同法の適用期間延長、運用強化によって歳出削減を図る一方、増税を示唆し、6月26日の大統領声明内容を確認するなど歳入増加に勤め、財政赤字縮小を目指す。

ロ、貯蓄の奨励

免税措置を取り入れた“家計貯蓄口座”的新設、キャピタルゲイン課税減税等、家計貯蓄奨励のための必要な法的措置を取る。

(2) 企業関係等

イ、生産力の向上

対米直接投資が、米国の生産力向上にとっても利益になるとの原則を確認、税制面等で日本の投資家が不利益を被らないようにする。また、米国政府は、自国内の油田等の再生を奨励する税制処置をとる。

ロ、企業ビヘイビア

米国政府は、ビジネスにおける長期的思考の必要性を自国企業の幹部に対して継続的に説得する。また、LBO等で、節度ある慣行が確保されるよう、必要な法的措置をとる。

(3) 政府規制

イ、輸出規制撤廃

ココム規制の簡素化、エネルギー輸出規制の撤廃等の措置をとる。

ロ、輸入自由化

鉄鋼貿易の歪曲慣行につき撤廃交渉を行うことを旨とする“鉄鋼貿易自由化プログラム”を策定。なお、87年発効の現行工作機械自主規制は、91年をもって終了する。

(4) その他

イ、R&Dの振興

米国の競争力強化のため、政府・民間のR&D促進に資する予算上の処置を探る。また、開発の際の便宜を向上するため、メートル法の普及を強力に推進する。

ロ、輸出振興

米国企業の輸出を振興するために、米国の輸出に関する広報活動、情報収集・提供活動、日本等関係国に対する働きかけ等の支援措置をとる。

ハ、労働力の教育および訓練

対外競争力向上のため、労働力の質的向上を図るべく、教育水準の向上や労働力訓練等に必要な処置をとる。

◇短期金融市場研究会の報告書「わが国短期金融市場の現状と課題」について

短期金融市場研究会(堀内昭義座長、事務局大蔵省銀行局および日本銀行企画局)は、6月8日、「わが国短期金融市場の現状と課題」についての報告書をまとめた。同報告書では、インターバンク市場について、一昨年11月以降の市場運営見直し措置により市場のパフォーマンスは格段に向かっていると評価したうえで、今後さらなる改善を図る見地から、①有担保コール気配値制のオファー・ビッド制への移行、②市場取引の拡大につながる直接取引の漸次拡大、③資金仲介業務への新規参入に対する適切な対応が図られることが望ましいなどとしている。このほか、オープン市場については、とくに信用力、流動性等に優れた「短期の国債」市場を拡大し、短期金融市場の中核たるに相応しい市場にすることが必要であり、その具体的方途についても今後さらに検討することが望ましいとしている。また、日本銀行と短期金融市場との関わりについては、「短期の国債」市場など中核的な短期金融市場の育成とそこでのオペレーション手段の充実が図られ、そうした下で、調節上の日銀貸出への依存が低下していくことが望ましいとしている。さらに、有価証券取引税、印紙税、源泉徴収制度等については、その見直しを求める意見とそれへの反論の両論を併記したうえで、引き続き検討していくことが必要としている。同報告書の構成は以下のとおり。

1.はじめに

2.近年における短期金融市場の動向

(1) 短期金融市場の発展

(2) 最近の短期金融市場見直し措置の概要と評価

3.当研究会における検討

(1) インターバンク市場

(2) C D 市場

(3) C P 市場

(4) T B・F B 市場

(5) 債券現先市場

(6) 本邦オフショア市場

(7) 日本銀行と短期金融市場との関わり

(8) その他

4. まとめ

[付論]

1. わが国短期金融市場の現状
 2. 欧米主要国の短期金融市場の概要
- [資料]

◆金融制度調査会・金融制度第一委員会中間報告「地域金融のあり方について」

金融制度調査会・金融制度第一委員会(原司郎委員長)は、6月20日、中間報告「地域金融のあり方について」をまとめた。

同報告は、地域金融機関に対し相互参入の形態について、本体での補完的な業務範囲の拡大、本体と子会社方式との選択・相互移行を認めており(ただし、両者の併用は不可)。また、体制整備が十分でない地域金融機関においては業務提携・代理等を活用することが適当としている。

同報告の概要は以下のとおり。

第1章 はじめに

第2章 地域金融の現状

第3章 地域金融の課題と期待される役割

第4章 金融制度改革における地域金融のあり方

第5章 おわりに

◆金融制度調査会・金融制度第二委員会第二次中間報告「新しい金融制度について」

金融制度調査会・金融制度第二委員会(館龍一郎委員長)は、6月26日、第二次中間報告「新しい金融制度について」をまとめた。同報告では、金融制度の見直しの必要性を改めて強調したうえで、金融秩序の維持等の観点からの検討を加え、相互参入の形態につき、リスク遮断、利益相反の回避、競争条件の公平性、国際性といった観点から業態別子会社方式の優位性を認めつつ、特例法方式についても引き続き検討を行う必要があるとしている。また、銀行業界内の相互参入については、信用秩序の維持等の観点からの問題が少なく、本体での参入を進める余地はあるが、競争条件の公平性確保等の観点から、基本的には、当面は子会社方式により行う方向で具体的な検討を進めていくことが適当とされている。同報告の概要は以下のとおり。

第一章 最近における金融を巡る環境の変化と見直しの必要性

第二章 金融秩序の維持の観点からの検討

第三章 新しい金融制度の枠組み

◆証券取引審議会・基本問題研究会第一部会報告「『金融の証券化』に対応した法制の整備等について」および同第二部会報告「国際的な資本市場の構築をめざして」について

証券取引審議会・基本問題研究会第一部会(徳田博美部会長)は、6月15日、「『金融の証券化』に対応した法制の整備等について」の報告をまとめた。同報告は、まず、近年の我が国における証券化関連商品の登場に対して、今後とも投資家の保護を図りつつ商品開発を促進するためには、投資家の自己責任を原則とした法制の整備が必要と指摘している。また、そのためには、「幅広い有価証券」概念を導入し、証券取引法によって規制することが適切としているほか、ディスクロージャー制度および取引の公正確保のための規制の見直しについての方向を示している。そのほか、証券化関連商品に関する販売行為等への規制については、別途検討が必要としている。同報告の概要は以下のとおり。

はじめに

第一章 証券取引法上の有価証券概念の在り方

第二章 ディスクロージャー制度

第三章 取引の公正確保のための規制

第四章 仲介業者に対する営業規制

第五章 証券化関連商品に関する各種の行為と投資家保護等

また、同第二部会(坂野常和部会長)は同日、「国際的な資本市場の構築をめざして」の報告をまとめた。同報告は、資本市場におけるすでに実情に合わなくなつた諸規制、諸慣行の見直し、撤廃について、基本的な制度の見直しを進める一方で、できる限り早期に実施を図るべきとしている。次に、現行証券取引法については、体系的・包括的見直しに着手する必要がある。また、市場仲介者の在り方については、今後とも免許制の維持を基本とすべきであるとし、銀行の証券業務への参入および、証券会社の銀行・信託業務への参入については、具体的な検討が必要としている。同報告の概要は以下のとおり。

第一章 我が国資本市場の発展

第二章 我が国資本市場の在り方についての検討の必要性

第三章 海外における動向

第四章 今後の我が国資本市場の望ましい姿

第五章 諸規制・諸慣行の見直し・撤廃

第六章 証券取引に係る基本的な制度の見直し 終わりに

◇産業構造審議会・90年代政策部会答申「90年代の通商産業政策のあり方」について

産業構造審議会の90年代政策部会(辻村江太郎部会長)は、7月5日「90年代通商産業政策のあり方」をまとめ、武藤通産相に答申した。同答申では、国際社会の中で経済的地位を高めて来た我が国が世界の中の日本として主体的・創造的なイニシアティブを發揮することが一層必要となるとしたほか、国内諸制度・慣行の国際的調和を図るとともに透明性を高めるなど国際的に理解を深めていく必要性が大きいとしている。また、日本の経済発展の成果が国民生活の豊かさとして十分実現されていないといった「豊かさのパラドックス」の問題の反省から、これまでの企業中心の産業政策から「人間志向の政策」を推進していくことが必要としている。さらに、こうした目標を達成するためにも、内需主導型の長期的な経済発展に資する基盤の確保が不可欠としている。

同答申の構成は以下のとおり。

第一章 序 説

第二章 国際社会への貢献と自己改革の推進

第三章 ゆとりと豊かさのある生活の実現—「人間志向の通商産業政策の遂行」

第四章 長期的な経済発展基盤の確保

<結 び>

◇割賦販売審議会・クレジット産業部会の中間報告「クレジット産業の今後の在り方について」

割賦販売審議会・クレジット産業部会(矢島保男部会長)は、6月20日、中間報告「クレジット産業の今後の在り方について」をまとめた。同報告では、①銀行系クレジットカード会社にリボルビング方式の割賦購入あっせん事業を2年以内に認めることが適当であり、②その前提として、銀行系クレジットカード会社以外に対する銀行のCD、ATM利用の制限の廃止が必要としているほか、③大規模小売店が割賦購入あっせん業者発行カードの加盟店となる場合の規制を廃止すること、④信販会社等クレジット産業のCP、社債発行の自由化等を提言している。同報告の概要は以下のとおり。

はじめに

第一編 クレジットの現状と推移

第二編 クレジット産業を巡る諸問題

第三編 クレジット産業の今後の展望と課題解決の在り方

◇政府税制調査会土地税制小委員会の土地税制に関する報告書について

政府税制調査会の土地税制小委員会(石弘光小委員長)は、6月22日「土地税制の見直しに当たって」と題する中間とりまとめを発表した。これは、土地税制を見直していく際の視点を改めて提示したうえで、土地に関連する税制の現状と、現状についての主な論点を整理したもの。

その概要は以下のとおり。

1. 土地税制見直しの視点

- ① 土地資産に対する適正な課税
- ② 土地政策の一環としての土地税制

2. 主な論点(税制の現状は省略)

(1) 譲渡課税

① 宅地供給の促進を図る見地から軽課すべきであるとの意見と課税の公平からみて相応の税負担を求めるべきとの意見があった。

② 短期・超短期重課制度については、投機的取引抑制の観点から存続させるべきである。

③ 事業用資産の買換特例については、総合的な土地政策の観点からみて、弊害を招いているものは見直しを行うべきである。

(2) 保有課税

① 現行の土地保有に係る税負担水準が低すぎるので、より適切な税負担を求めるべきである。

② 居住用財産などに対しては現行制度同様一定の配慮を行う必要がある。

③ 一般的に土地全体を課税対象とするほか、法人や低未利用地、大規模所有土地、含み益などを対象とした税制が必要である。

④ 大都市地域の市街化区域内農地については、「保全すべきもの」と「保全することとされないもの」とを明確に区分したうえで、後者については、固定資産税の課税の適正化を行う必要がある。

⑤ 特別土地保有税については、遊休地に対する課税を強化し、その活用・拡充を検討していくべきである。

(3) 取得課税

① 相続税は、資産格差是正のため中心的役割を担う

- べきであり、厳正な対応が必要である。
- ② 市街化区域内の農地に係る相続税の納税猶予制度については、都市計画上明確な位置づけがなされないものは、見直しを行う必要がある。
- ③ 相続税評価については、相続税の性格に配慮しつつ、取引価額に対し、均衡化・適正化を図るべきである。
- ④ 不動産を利用した相続税の節税策については、その対応策を早急に検討すべきである。
3. その他の課題
- ① 土地税制見直しに伴い、税負担の変化を生じる場合には、税体系全体との関係、財政全体との関係をどう考えるか、検討が必要である。
- ② 土地税制は、極力簡素・合理化の方向で見直すべきである。
- ③ 目に余る節税策への対処、その他の見地から見直すべき点があれば土地の譲渡、保有、取得の各段階における課税のほかにも、所得税制や法人税制本体において是正策を検討すべきである。
- ◆金融機関の劣後特約付借入金に関する銀行局長通達および事務連絡について
- 大蔵省は、6月22日、金融機関の自己資本比率向上が喫緊の課題となっている現状にかんがみ、金融機関による劣後特約付借入金(いわゆる劣後ローン)の取扱いを解禁し、その取扱要領および留意事項を定めた銀行局長通達および事務連絡を発出した。その概要は以下のとおり。
1. 劣後特約
 - (1) 契約形態……劣後債権者と債務者の二者契約とする。
 - (2) 法律構成……破産等の劣後状態が発生した場合は、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させることとする。
 - (3) 劣後状態……破産および会社更生に限定する。発生事由
 - (4) 上位債権……上位債権者の不利益となる変更、劣後者の保護特約に反する支払いは無効であること
- を契約書上明記する
2. 貸手……「金銭の貸付」を業とする金融機関等とする。
 3. 借手……自己資本比率規則の国際統一基準対象金融機関とする。
 4. 期間……契約期間は5年超とする。
 5. 期限前返済…原則不可とする。
 6. 勘定処理……受入れた劣後特約付借入金の勘定科目は借入金勘定とする。
- ◆マネーローンダリング防止に関する通達について
- 大蔵省は、6月28日、各金融機関団体に対し、麻薬等の薬物の不正取引から生じた収益のマネーローンダリング(資金洗浄)防止に関する銀行局長通達を発出した。その概要は以下のとおり。
1. 口座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引または大口の現金取引を行う際には、公的または他の信頼できる証明書類等に基づき本人確認を行うよう努めるとともに、本人確認の状況を半年毎に当局に報告しなければならない。
 2. 実質的にはほとんど活動していない会社等との取引や、非合法的目的を推測させるような通常では生じない大口の取引または特殊な取引については、とくに注意を払うものとし、本人確認の過程等において調査した結果については、その記録を保存しなければならない。
 3. 顧客の本人確認に関する記録、口座に関する記録等、国内および国際的な取引に関するすべての必要な記録を少なくとも5年間保存しなければならない。
 4. 麻薬等の薬物の不正取引の取締りに当たっては、裁判所および捜査・取締機関に対して、法的に可能な限り協力しなければならない。
 5. 金融機関における資金洗浄対策を確立するため、効果的な資金洗浄対策の開発について、各業界団体等を中心に関連団体等を対象に、各金融機関においては資金洗浄対策の実施に努めなければならない。
 6. 上記の措置については、海外支店および海外現法においても、その実行が確保されるように努力しなければならない。
 7. 本通達は、平成2年10月1日以降の取引について適用するものとする。
- ◆小口MMCの商品性の改善について
- 大蔵省は、6月29日、小口MMCの商品性の改善につ

いて発表した。なお、郵政省も、6月28日、同様の内容について発表している。その概要は以下のとおり。

1. 300万円以上と300万円未満の2階層の金額階層別MMCとする。
2. 各期間別の大口定期店頭表示金利の平均値に、金額階層別・期間別に下記の数値を乗じた金利を上限金利とする(定率スプレッド方式)。

3年物については、2年物と同一表面金利で半年複利とする。

	3か月	6か月	1年	2年(3年)
300万円以上	大口3か月 ×0.85	大口6か月 ×0.88	大口1年 ×0.91	大口2年 ×0.94
300万円未満	大口3か月 ×0.80	大口6か月 ×0.83	大口1年 ×0.86	大口2年 ×0.89

3. 金利変更頻度は、原則として月2回(第1、第3月曜日)とする。
4. 満期日指定型を導入する(3か月～3年の範囲で期日設定を自由とする)。
5. 実施日は、11月5日(月)とする。

◆大蔵省、海外預金の自由化について発表

大蔵省は、7月17日、居住者が海外の金融機関に開設する預金の大幅な自由化を図ることを発表した。その概要は以下のとおり。

1. 自由化の内容

- (1) 残高3000万円相当額以下(現行500万円)の外貨建て預金および外貨建て信託について許可不要とする。
- (2) 残高1億円相当額以下(現行3000万円)の外貨建て預金および外貨建て信託で期間2年以内のものについては、日本銀行に申請すれば自動的に許可する。
- (3) 上記措置は、個人に限らず法人に対しても同様の取扱いとするほか、この預金を通じて外貨証券の売買に伴う決済を認める。

2. 実施時期

同措置は、7月30日から実施する。

◆東京銀行協会、全銀システムにおける仕向超過額管理制度を実施

東京銀行協会は、内国為替制度におけるシステム・リスク対策の一環として、全銀システムにおける為替取引の仕向超過額(引落決済額－入金決済額)を一定の限度額内に管理する仕向超過額管理制度を7月2日から実施した。その概要は以下のとおり。

項目	内容
管理の対象	仕向超過額(引落決済額－入金決済額)
警告額	前年中の各加盟銀行の1日平均仕向額(引落決済額合計÷営業日数)×警告倍率(5倍)
限度額	前年中の各加盟銀行の1日平均仕向額×限度倍率(10倍)
オンライン管理	テレ為替通信時間中、當時仕向超過状況を管理。警告額超過の場合は、当該銀行はその後限度額超過が発生しないよう、超過状況の監視を行い、その内容、理由等の報告書を提出。限度額超過の場合は限度額超過後の送信分がすべてエラー扱いとされる。内容、理由等の報告書を提出。
オフライン管理	テレ為替とMTデータ伝送の翌日決済分の最終決済戻り、および先日付取引分の決済戻りを管理。警告額超過・限度額超過の場合、報告書提出。
運用上の対応	為替業務の円滑な運営のために、一時的に限度額の変更を申請できる。運用上の諸問題を検討するために「仕向超過額管理制度委員会」を設置、限度額の変更についてその内容を審査。

◆現行金利一覧

(2年7月20日現在) (単位・年%)

	金 利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.25	2. 3.20 (4.25)
・その他のものを担保とする貸出利子歩合	5.5	2. 3.20 (4.5)
新短期プライムレート	7.125	2. 3.29 (6.25)
長期プライムレート	7.6	2. 5.28 (7.9)
住宅ローン金利		
・固定金利型	7.68	2. 3. 1 (7.08)
・変動金利型	7.5	2. 3. 1 (6.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.6	2. 5.28 (7.9)
・住宅金融公庫	5.5	2. 6.29 (5.3)
資金運用部預託金利(期間3年~5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年~7年)	5.5	2. 2.27 (5.35)
(期間7年以上)	6.4	2. 6.29 (6.7)
銀行等の預貯金金利(日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	3.63	2. 4. 2 (2.75)
6か月	4.88	2. 4. 2 (4.00)
1年	5.63	2. 4. 2 (4.75)
2年	5.88	2. 4. 2 (5.00)
・定期積金	3.5	2. 4. 2 (2.65)
・普通預金	1.63	2. 4. 2 (0.75)
・通知預金	1.88	2. 4. 2 (1.00)
郵便貯金金利		
・定額貯金(1年以上)	4.63	2. 4. 2 (3.75)
・積立貯金(1年)	3.72	2. 4. 2 (2.88)
・通常貯金	3.0	2. 4. 2 (2.16)
・定期貯金(1年)	5.63	2. 4. 2 (4.75)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口④		
1年以上のもの	5.63	2. 4. 2 (4.75)
2年以上のもの	5.93	2. 4. 2 (5.05)
5年以上のもの	6.6	2. 6. 6 (6.9)
・貸付信託⑤		
2年のもの	6.08	2. 4. 6 (5.2)
5年のもの	6.72	2. 6. 6 (7.02)

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2. 信託配当率は各行自主決定金利。

④既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

⑤実施日付以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

2年7月20日現在

		発行条件	改定前発行条件
国 債(10年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈7月債〉 <u>6.480</u> 6.4 <u>99.51</u>	〈6月債〉 6.242 6.4 100.97
割引国債(5年)	・応募者利回(%) ・同税引後(%) ・発行価格(円)	〈7月債〉 <u>6.716</u> <u>5.299</u> <u>72.25</u>	〈5~6月債〉 6.939 5.467 71.50
政府短期証券(60日)	・応募者利回(%) ・割引率(%) ・発行価格(円)	〈4月2日発行分~〉 5.168 5.125 99.1575	〈1月16日発行分~〉 4.153 4.125 99.3219
政府保証債(10年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈6~7月債〉 6.582 6.5 99.50	〈5月債〉 6.969 6.8 99.00
公募地方債(10年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈6~7月債〉 6.624 6.5 99.25	〈5月債〉 6.984 6.9 99.50
利付金融債(3年物)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈6~7月債〉 6.600 6.6 100.00	〈4~5月債〉 6.900 6.9 100.00
利付金融債(5年物)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈6~7月債〉 6.700 6.7 100.00	〈4~5月債〉 7.000 7.0 100.00
割引金融債	・応募者利回(%) ・同税引後(%) ・割引率(%) ・発行価格(円)	〈4~7月債〉 6.258 5.075 5.87 94.11	〈3月債〉 5.808 4.723 5.47 94.51

(注) アンダーラインは今回改定箇所。